山陽小野田市学校教育法第1条に規定する幼稚園に就園する子ども(子ども・ 子育て支援法第19条第1項第1号に該当する子どもを除く。)に係る多子世 帯応援保育料等軽減事業実施規則をここに公布する。

平成30年3月30日

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市規則第27号

山陽小野田市学校教育法第1条に規定する幼稚園に就園する子ども(子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する子どもを除く。) に係る多子世帯応援保育料等軽減事業実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、対象園 児が私立幼稚園へ入所した場合において、私立幼稚園の設置者が保護者から 徴収する保育料を減免するときに、保育料の一部を助成することについて必 要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において「第3子以降の児童」とは、保護者が現に扶養している当該年度の初日の前日における年齢が18歳未満の児童(戸籍上の子以外で現に扶養している児童を含む。)のうち第3順位以下にあるものをいう。
- 2 この規則において「対象園児」とは、本市に在住する第3子以降の児童 で、私立幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づいて設置された幼稚園で私立の幼稚園をいう。)に在園するもの(子ども・子育て支援 法(平成24年法律第65号)第19条第1項第1号に該当する子どもを除 く。)をいう。
- 3 この規則において「保育料」とは、対象園児に対する幼稚園の教育に要す る経費として当該園児の保護者が私立幼稚園に支払う費用をいう。

(事業の内容及び助成金額)

第3条 市長は、私立幼稚園の設置者が、当該

私立幼稚園に在園する園児の

保護者に対して保育料を減免するときは、当該私立幼稚園の設置者に対し、

別表に掲げる基準により助成金を交付するものとする。

(交付申請)

- 第4条 助成金の交付を受けようとする私立幼稚園の設置者は、次の書類を市 長に提出しなければならない。
 - (1) 多子世带応援保育料等軽減助成金交付申請書(様式第1号)
 - (2) 保育料減免措置に関する調書 (様式第2号)
 - (3) 保育料等の額を証明できる書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類(交付決定)
- 第5条 市長は、前条の多子世帯応援保育料等軽減助成金交付申請書を受理した場合においては、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは、多子世帯応援保育料等軽減助成金交付決定通知書(様式第3号)により当該私立幼稚園の設置者にその旨を通知するものとする。

(助成金の請求等)

- 第6条 私立幼稚園の設置者は、前条の規定による通知を受けたときは、多子 世帯応援保育料等軽減助成金請求書(様式第4号)を市長に提出しなければ ならない。
- 2 市長は、前項の多子世帯応援保育料等軽減助成金請求書が提出されたとき は、私立幼稚園の設置者に助成金を交付するものとする。

(途中の入園及び退園に対する取扱い)

- 第7条 私立幼稚園の設置者は、年度途中の入園により新たに助成金の対象となる園児がいるときは、速やかに園児異動届(様式第5号)及び保育料減免措置に関する調書を市長に提出しなければならない。
- 2 私立幼稚園の設置者は、助成金の対象となる園児が年度途中の退園又は市 外転出等により助成金を受ける資格がなくなったときは、速やかに園児異動 届を市長に提出しなければならない。
- 3 私立幼稚園の設置者が山陽小野田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則 (平成30年山陽小野田市規則第24号)第6条第1項又は第2項に規定す

る園児異動届を提出する場合は、前2項の規定にかかわらず、園児異動届を 省略することができる。

4 第1項及び第2項の規定により第5条の規定による交付決定通知の額に変更が生じる場合は、私立幼稚園の設置者は、新たに多子世帯応援保育料等軽減助成金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

- 第8条 私立幼稚園の設置者は、保育料の減免措置を完了したときは、市長が 指定した日までに多子世帯応援保育料等軽減事業実績報告書(様式第6号) を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の多子世帯応援保育料等軽減事業実績報告書には、幼稚園保育料等減 免確認書(様式第7号)を保護者から徴してこれを添付しなければならな い。

(助成金の交付決定の取消し等)

- 第9条 市長は、私立幼稚園の設置者に虚偽の申請その他不正な行為があった ときには、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、当該 取消しに係る部分について当該私立幼稚園の設置者に対して助成金の返還を 命ずるものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、山陽小野田市教育委員会多子世帯応援 保育料等軽減事業実施規則を廃止する規則(平成30年山陽小野田市教育委 員会規則第9号)による廃止前の山陽小野田市教育委員会多子世帯応援保育 料等軽減事業実施規則(平成27年山陽小野田市教育委員会規則第11号) の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当 規定によりなされたものとみなす。

別表 (第3条関係)

区分	保育料の助成額
市町村民税非課税世帯に属する対象	保育料負担額(幼稚園就園奨励費が
園児	支給される場合は、保育料から幼稚
市町村民税所得割非課税世帯に属す	園就園奨励費支給額を控除した額)
る対象園児	の全額
市町村民税所得割額が77,100	
円以下の世帯に属する対象園児	
上記区分以外の対象園児	保育料負担額(幼稚園就園奨励費が
	支給される場合は、保育料から幼稚
	園就園奨励費支給額を控除した額)
	の2分の1に相当する額

山陽小野田市長 あて

所 在 地 幼稚園名 設置者名

盯

多子世带応援保育料等軽減助成金交付申請書

年度多子世帯応援保育料等軽減助成金(前期・後期分)を下記のとおり交付されるよう山陽小野田市学校教育法第1条に規定する幼稚園に就園する子ども(子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する子どもを除く。)に係る多子世帯応援保育料等軽減事業実施規則第4条、第7条第4項の規定に基づき申請します。

記

助成金交付申請額

円也

多子世带応援保育料等軽減助成金申請内訳

	保育料等減免 措置階層区分	人員	金	額	備考
1	市町村民税非課税				
2	市町村民税所得割 課 税				
3	市町村民税所得割 77,100円以下				
4	上記区分以外				
	合 計				

保育料減免措置に関する調書

1 対象児童(第3子以降)の状況

氏			名					
性			別	男・女		保護者か	ら見た続柄	
生	年	月	日		年	月	日	

2 兄弟姉妹の状況(18歳以下の兄弟姉妹全てを記入してください。)

区	分	氏 名	性 別	生	年	月	目	保護者から 見た続柄	現 在 の 状 況 (幼稚園、学校名等)
第	子		男・女		年	月	日		
第	子		男・女		年	月	日		
第	子		男・女		年	月	日		
第	子		男・女		年	月	月		
第	子		男・女		年	月	日		

3 家族の状況(同じ家に住む御家族全員を記入してください。)

				_ / ` _			* * = = 0 /
入所児童 との続柄	氏 名	性別	生	年	月	日	現在の状況(勤務先、学校名等)
		男・女		年	月	目	
		男・女		年	月	日	
		男・女		年	月	日	
		男・女		年	月	日	
		男・女		年	月	日	
		男・女		年	月	日	
		男・女		年	月	日	

4 添付書類(

- ※ 対象児童が第3子以降であることを申請者の住民票から確認できない場合は、第3子以降 であることを証明できる書類を添付すること。
- ※ 1月1日現在で山陽小野田市に住民登録がなかった者については、前年度の所得が確認できる書類を添付すること。

なお、この調書の内容審査のため、私の世帯の状況及び家族の所得の 状況について、調査し、確認されることについて同意します。

保護者の現住所	山陽小野田市		É	自治会名()
1月1日の住所					
保護者氏名		印	電話		

※上記の者は、当幼稚園の在園児であることを証明します。

年 月 日山陽小野田市長 あて

幼稚園長

印

 第
 号

 年
 月

 日

様

山陽小野田市長 印

多子世带応援保育料等軽減助成金交付決定通知書

年度の多子世帯応援保育料等軽減助成金について、山陽小野田市学校教育法第1条に規定する幼稚園に就園する子ども(子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する子どもを除く。)に係る多子世帯応援保育料等軽減事業実施規則第5条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

助成金の額	円 也
りが亚り版	

多子世带応援保育料等軽減助成金申請內訳

	保育料等減免 措置階層区分	人	員	金	額	備考
1	市町村民税非課税					
2	市町村民税所得割 非 課 税					
3	市町村民税所得割 77,100円以下					
4	上記区分以外					
	合 計					

山陽小野田市長 あて

所 在 地 幼稚園名 設置者名

印

多子世带応援保育料等軽減助成金請求書

年 月 日付けで交付決定がありましたので、山陽小野田市学校教育法第1条に規定する幼稚園に就園する子ども(子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する子どもを除く。)に係る多子世帯応援保育料等軽減事業実施規則第6条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

金

山陽小野田市長あて

所在地

幼稚園名 (設置者名)

印

園 児 異 動 届

下記のとおり園児の異動がありましたので、報告します。

記

番号	保護者氏名	園 (生	児 年		名 目)	満3歳児・3歳児 4歳児・5歳児の別	入園・退園 市外転出 異動年月日	転入前幼稚園名(入園の場合) 転出先幼稚園名(退園の場合) 転出先市町村名(市外転出の場合)
		(年	月	日)	満3歳児・3歳児 4歳 児・5歳 児	入·退·転 · ·	
		(年	月	日)	満3歳児・3歳児 4歳児・5歳児	入・退・転	
		(年	月	日)	満3歳児・3歳児 4歳児・5歳児	入・退・転・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(年	月	日)	満3歳児・3歳児 4歳児・5歳児	入・退・転・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(年	月	日)	満3歳児・3歳児 4歳児・5歳児	入・退・転・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

山陽小野田市長 あて

所 在 地 幼稚園名 設置者名

囙

多子世带応援保育料等軽減事業実績報告書

年度多子世帯応援保育料等軽減事業が完了しましたので、 山陽小野田市学校教育法第1条に規定する幼稚園に就園する子ども (子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する子どもを除 く。)に係る多子世帯応援保育料等軽減事業実施規則第8条第1項の規 定に基づき別紙のとおり報告します。

幼稚園

番 号	何歳児	園児名	減免措置 措置階層 区分	金額	9 月	3 月	備 考

様式第7号(第8条関係)

幼稚園保育料等減免確認書

保育料等の減免について

保護者氏名

幼児に係る入園料、保育料について 円の減免

を受けたことを確認します。

年 月 日

幼稚園 様